

身分上の事項に関する証明（21号）

＜離婚証明＞

内 容	本人がいつ正式に離婚しているかを証明するもの。すべて外国官憲等あて。
使 用 目 的	滞在資格変更手続、離婚歴の立証又は再婚手続等。
条 件	(1) 本人が公館へ出頭のうえ申請すること（注1）。 (2) 離婚の事実を立証できること。 (3) 日本人に限る（注5）。
必 要 書 類	(1) 本人を確認できる公文書（注2）。 (2) 離婚事実を立証する本邦の公文書（注3）（注4）。
形 式	外国文による証明
注 意 事 項	(注1) 本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させること。 (注2) 例えば、旅券又は現地当局発行の写真付身分証明書 (注3) 例えば、戸籍謄（抄）本。離婚届受理証明書又は同届記載事項証明書、裁判所発給の調停書又は調停審判書（確定証明書添付）、本邦の判決書（確定証明書添付）。 (注4) 根拠文書は発行の日より6か月以内の出来る限り新しいもの。 (注5) 元日本人の場合は、除籍の謄（抄）本に基づいて別項の戸籍記載事項証明で、又外国人の場合は、離婚届受理証明書等に基づいて発給することとなるが、証明の性格上、翻訳証明で取扱うこと。

身分上の事項に関する証明

＜離婚証明＞

1. 概 説

(1) 証明の内容

本人がいつ正式に離婚したかを証明するもの。すべて外国関係機関にてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

滞在資格変更手続、離婚暦の立証又は再婚手続等に使用される。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 本人が公館に出頭して申請すること。

(注) 本人が公館に出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる。ただし、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状を提出させる。

(2) 公文書により離婚事実を立証できること。

(3) 日本人に限る。

(注) 元日本人の場合は、除籍の謄（抄）本に基づく記載事項証明で、又日本で離婚した外国人の場合は、離婚届受理証明書等の翻訳証明で処理する。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人を確認できる公文書（例えば、旅券、現地官憲当局発行の写真付身分証明書）

(2) 離婚事実を立証する本邦の公文書（例えば、戸籍謄（抄）本、離婚届受理証明書又は同届記載事項証明書、裁判所発行の調停書、調停審判書、判決書（確定証明書添付））

(注1) 根拠文書は発行の日より6か月以内のできる限り新しいもの

(注2) 外国人の場合は、離婚届受理証明書等

(3) 代理申請の場合、代理申請依頼状（書簡でも可）又は委任状

4. 作 成 要 領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。代理申請の場合は、申請人が依頼状又は委任状に記載されている本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(4) 根拠文書から証明書に必要事項を記入する。

(注1) 根拠文書に記載がない証明書の項目は削除する。

(注2) 記載上の注意

Full name, Name of Spouse (氏名) : 本人又は配偶者が外国人の場合は、旅券等の公文書を提示させ、綴りを確認する。同綴りの立証が困難な場合は、申請人の自国公館による綴りについての証明書（領事レターでも可）又は当該人の宣誓書に現地公証人により公証を受けた文書を提出させてこれにより記載する。

Domicile (本籍地) :

- イ. 日本人の場合、都道府県又は市までとし、その後に「Japan」と記載する。
- ロ. 外国人の場合、Domicile の代わりにNationality (国籍) とし、その所属国名を記載する。

Place of Marriage (婚姻地) :

- イ. 戸籍謄（抄）本等根拠文書に婚姻地として別段明記されていなくても、当該婚姻の届出を受理した市町村を婚姻地とみなして差し支えない。

また、「何国又は何国何州の方式により」と記載されているときは、記載されている国を婚姻地とみなして差し支えない。

- ロ. 根拠文書により婚姻地を確認できない場合は、証明書の婚姻地欄を削除する。

Date of Divorce (離婚年月日) : 改ざん防止のため算用数字でなく必ず言語により記載する。

(注3) この証明書は離婚の事実を証明することが主体であるが、当事者の人定事項として旅券番号の記載を必要とするときは、両当事者の氏名の後に括弧して各々確認した旅券番号を記載してもよい。

- (5) 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。
- (6) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (7) 完成した証明書の写をとる。
- (8) 証明手数料は1通毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (9) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (10) 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

CERTIFICAT DE DIVORCE

Certificat établi sur la base d'une copie authentique du Registre d'Etat-Civil, délivrée par le maire de Kikukawa-cho, Toyoura-gun, Préfecture de Yamaguchi, le 15 mai 1986.

NOM : OTA
PRENOMS : Haruko
DATE DE NAISSANCE : le 7 septembre 1951
DOMICILE LEGAL : Préfecture de Yamaguchi, Japon
DATE ET LIEU DE MARIAGE : le 9 octobre 1974, Japon
NOM D'EPOUX (SE) : TANAKA
PRENOMS D'EPOUX (SE) : Satoru
DATE DE DIVORCE : le quatre janvier, mille neuf cent quatre-vingt-six

Certifié conforme à l' original.

a le
(lieu) (date)

(signature)
(nom et prénom) :
(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais:)

(西語) 離婚証明 (21号)

No.

CERTIFICADO DE DIVORCIO

Apellidos:

Nombre:

Fecha de nacimiento:

Domicilio permanente:

Fechay lugar donde fue contraido el matrimonio:

Nombre y apellido de cónyuge:

Fecha de divorcio:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están tomados de una copia certificade de la inscripción en el Registro Oficial de la Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de..... (el Jefe del Distrito de.....) con fachadede 20.....

Y para que conste, a fin de que asi pueda acreditarlo el interesado (la interesada) , se expide la presente certificación en Madrid, a.....de.....de dos mil

(Derechos:)

Cert. No.

DIVORCE CERTIFICATE

Surame : OTA
Given name : Haruko
Date of Birth : September 7, 1951
Domicile (or Nationality) : Yamaguchi Prefecture, Japan
Date & Place of Marriage : October 9, 1974, Japan
Surname of Spouse : TANAKA
Given name of Spouse : Satoru
Date of Divorce : The Fourth of January, Nineteen Hundred
and Eighty-six

Certified as above.

AMACHI Haruaki
Consul-General
Consulate-General of Japan
at San Francisco

(Place)

(Date)

This certificate is based on a certified copy of the Official Family Register issued by the Head of Kikukawa Town, Toyoura County, Yamaguchi Prefecture, on April 8, 1991.

(Fee :)